

四日市市告示第528号

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年10月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱（令和3年四日市市告示第239号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、<u>四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用決定通知書（第2号様式）</u>又は<u>四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用却下通知書（第3号様式）</u>により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用の決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、<u>四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）</u>により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(機器の再給付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 機器の再給付を申請しようとする者（以下「再給付申請者」という。）は、<u>四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付申請書（第4号様式）</u>を市長に提出しな</p>	<p>(機器の再給付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 機器の再給付を申請しようとする者（以下「再給付申請者」という。）は、<u>四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付申請書（第3号様式）</u>を市長に提出しな</p>

ければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付決定通知書（第5号様式）又は四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付却下通知書（第6号様式）により、再給付申請者に通知するものとする。

4 （略）

（届出の義務）

第10条 利用者は、第5条第1項の申請時に登録した住所、氏名に変更が生じたときは、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業登録変更届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用辞退届出書（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（1）から（4）まで （略）

（利用の取消し）

第11条 （略）

- 2 市長は、前項の規定によりこの事業の利用を取り消すときは、四

ければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付決定（却下）通知書（第4号様式）により、再給付申請者に通知するものとする。

4 （略）

（届出の義務）

第10条 利用者は、第5条第1項の申請時に登録した住所、氏名に変更が生じたときは、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業登録変更届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用辞退届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（1）から（4）まで （略）

（利用の取消し）

第11条 （略）

- 2 市長は、前項の規定によりこの事業の利用を取り消すときは、四

日市市認知症高齢者等あんしんG
P S 給付事業利用取消通知書（第
9号様式）により利用者へ通知す
るものとする。

3 （略）

日市市認知症高齢者等あんしんG
P S 給付事業利用取消通知書（第
7号様式）により利用者へ通知す
るものとする。

3 （略）

第2号様式から第7号様式までを次のように定める。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用決定通知書

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	フリガナ		生年	年 月 日
	氏名		月日	

決定内容

給付物品	
------	--

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用却下通知書

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

対象者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏名			

却下理由	
------	--

第4号様式（第8条関係）

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住 所
氏 名
対象者との続柄 ()
連絡先

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり、機器の再給付を申請します。

対 象 者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

給付決定から現在までの期間	以下、 <input checked="" type="checkbox"/> をつけて下さい <input type="checkbox"/> 2年以上経過している <input type="checkbox"/> 2年未満である
再給付の理由	以下、 <input checked="" type="checkbox"/> をつけて下さい <input type="checkbox"/> 機器の故障 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()

経緯	(再給付申請に至った経緯を簡単に記載して下さい)
----	--------------------------

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付決定通知書

四日市市認知症高齢者等あんしんGPSの再給付について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			

決定内容

給付物品	
------	--

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS再給付却下通知書

四日市市認知症高齢者等あんしんGPSの再給付について、次のとおり却下しましたので通知します。

対象者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏名			

却下理由	
------	--

第7号様式（第10条関係）

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業登録変更届出書

年 月 日

四日市市長

（届出者）住 所

氏 名

対象者との続柄（ ）

連絡先

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱第10条の規定に基づき、
次のとおり、登録内容の変更を届け出ます。

対 象 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

変更内容	(変更前)
	(変更後)

第7号様式の次に次の2様式を加える。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用辞退届出書

年 月 日

四日市市長

（届出者）住 所

氏 名

対象者との続柄（ ）

連絡先

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用を辞退しますので、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

対 象 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所			

辞退理由	1 死亡 2 市外へ転出 3 施設への入所 4 病院への長期入院 5 その他（ ）
------	---

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業利用取消通知書

四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用について、次のとおり取り消しましたので、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

対象者	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏名			

取消理由	
取消年月日	年 月 日

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)